

山梨県中東諸国インバウンド観光推進事業
プロモーション動画作成業務委託
業務仕様書

令和2年10月
山梨県観光文化部観光振興課

1 業務名

山梨県中東諸国インバウンド観光推進事業プロモーション動画作成業務

2 履行期間

契約締結の翌日から令和3年3月31日（水）まで

3 業務内容

① 全体コンセプト

ドローン等の最新技法を用いてPR動画を作成し、中東諸国等における「日本の観光地、山梨」ブランドイメージの確立及び定着を目指す。

② ターゲット アラビア語圏及び英語圏在住の30～50代の女性層

③ ターゲットニーズ

英語圏：自分が実際に行って体験できることや山梨にしかない自然景観等の臨場感のあるもの

アラビア語圏：歴史ある建造物や人工的ではない雄大な自然景観、食や風土など

④ 映像制作手法等

- 1) 県が例示するターゲットニーズごとに、動画を企画するとともに、ドローン撮影やタイムラプス等の技術を活用した動画を撮影・編集し、動画を制作することとする。

ただし、富士山を含む自然景観については必須とする。

また、動画内で飲食店・旅館・ホテルを使用する場合は、やまなしグリーン・ゾーン認証を取得済みの飲食店・旅館・ホテルを使用し、安全で信頼できる山梨県観光の魅力をアピールできる内容とすること。

- 2) 県が指定した主要施設を含んだ2分程度の動画の編集前の動画素材についても、県に納入し、県が加工や外部への提供などに利用できることとする。

⑤その他

- 1) PR動画の企画・撮影・編集・翻訳に関して、以下の業務を必須としてください。
 - (ア)アラビア語版、英語版のPR動画30秒バージョン、120秒バージョンの2本を作成すること。
 - (イ)プロデューサーまたはディレクターには各言語（アラビア語圏・英語圏）のネイティブまたは同等の言語力のある者を採用すること。

(ウ)撮影は最低4箇所以上実施すること。

(エ)アラビア語版と英語語版は地域別の興味・関心に合わせ、県と協議の上、編集すること。

(オ)翻訳はネイティブによるチェックを実施すること。

2) PR動画を作成するにあたり、必要な場合は参考となる資料を提供します。

3) 動画素材は県が提供を受け、利用できることとする。

なお、動画の規格は次のとおりとする。

■映像の規格

アスペクト比 16 : 9

解像度 FullHD(1920×1080)以上(映像については4K以上)

■成果物 MP4形式データ DVDデータディスク

4 計画準備

本業務を遂行するにあたり必要な作業の方法、人員配置、工程等について適切かつ詳細な作業実施計画書を立案し、県の承認を得てください。

5 粗編集確認業務

2回

県が指定する日までに動画イメージをデータで提出してください。

6 成果物

(1) 提出物

① 動画データ

② 業務完了届

③ 業務報告書

④ その他(打合せ記録、本業務で使用した各種ドキュメント)

(2) 提出物の体裁

A4版縦、横書き、作図等は適宜(A3版可)

(3) 納品方法

電子媒体(DVD-R)に格納し、3部

(4) 納期

令和3年2月28日まで

(5) その他

提出された報告書の著作権は、山梨県に帰属し、一般に公開することがある。

8 業務条件

- (1) 県の条例、規則等を遵守し、県の立場に立ち業務の遂行にあたること。
- (2) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めません。但し、契約業務の一部を委託する場合については、県の承諾を得ること。
- (3) 本業務の遂行にあたり必要となる資料及びデータの提供は、県が妥当と判断する範囲内で提供します。所定の手続きをもって受注者に無償で貸与するものとしますが、業務完了後には速やかに返却すること。
- (4) 目的物の納入前に事故が発生したときには、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を県に報告し、応急措置を加えた後、書面により県に報告を行うこと。
- (5) 本業務の遂行上知り得た内容については、第三者に漏洩しないこと。
- (6) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、すべて県に帰属するものとする。
- (7) 本業務について、県の作業と受注者側の作業を明確にすること。
- (8) 打ち合わせは、基本的に1月に1回の頻度で実施しますが、協議の上、県が必要と判断した場合は随時実施すること。
- (9) 本業務において打ち合わせ等をした場合は、速やかに議事録を作成し提出すること。
- (10) その他、本仕様書の解釈及び本仕様書に記載の無い事項に関して疑義が生じた場合は、県と受注者において、別途協議の上、対応するものとし、議事録を作成し提出すること。